

## 「工事实績情報システム」の 登録に係る特記仕様書

- 1 本特記仕様書は、工事請負代金額（消費税を含む）が500万円以上2,500万円未満の工事について適用する。
- 2 請負者は、工事实績情報システム（CORINS；コリンズ）入力システム（（財）日本建設情報総合センター）に基づき「工事カルテ」を作成し、監督員に内容の確認を受けたうえ、契約後10日以内に（財）日本建設情報総合センターにフロッピーディスク等により登録申請すること。  
なお、登録は受注時登録のみとし、竣工時登録は不要とする。
- 3 請負者は、（財）日本建設情報総合センター発行の「請負金額2,500万円未満工事の工事カルテ受領書」を受領した際には、その写しを直ちに監督職員へ提出すること。
- 4 工事内容等の変更に伴い変更工事請負代金額が1の範囲を超えた場合の措置は次のとおりとする。
  - (1) 変更後の工事請負代金額が500万円未満となった場合には、直ちに登録の削除をすること。
  - (2) 変更後の工事請負代金額が2,500万円以上となった場合には、直ちに登録を削除するとともに、請負金額2,500万円以上工事の「工事カルテ」を作成し、監督員に内容の確認を受けたうえ、受注時登録申請をすること。

### 【CORINS登録についての問い合わせ先】

財団法人 日本建設情報総合センター（JACIC）

〒107-8416

東京都港区赤坂7丁目10番20号

アカサカセブンス アベニールビル 4階

CORINSセンター

03-3505-0411

FAX 03-3505-2665